

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和5年7月31日 京都地方法務局木津出張所 登記官 中島昌文
記

- 1 手続番号
第1312-2021-0160号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
相楽郡和束町大字湯船小字中山227番
- 3 地目
墓地
- 4 地積
15㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
柚木喜三郎
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）